

概 要

審査請求人（以下「請求人」という。）に発症した疾病は、業務上の事由によるものとは認められないとして、審査請求を棄却した事例

要 旨

1 事案の概要及び経過

請求人は、病院の事務長・顧問として、人事労務管理及び入院患者の獲得等の業務に従事した。平成〇年〇月〇日、自宅で胸が息苦しく痛みも出現したため、勤務先病院での検査等を経て、〇医療センターに救急車で搬送されたところ、「急性心筋梗塞、不安定狭心症」等と診断され、以後約3週間、医療センターにおいて入院治療を受け、その後も医療センター等において通院治療等を受けた。

請求人は、当該疾病は業務上の疾病であるとして、監督署長に療養補償給付の請求を行ったところ、監督署長は請求人に発症した疾病は業務上の疾病とは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

請求人の疾病は、長期間にわたる業務や過重労働が原因となり発症したものであり、業務上の疾病であることは明らかである。

したがって、監督署長の不支給決定は誤りである。

3 原処分庁の意見

監督署長は、「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（以下「認定基準」という。）に基づき、不支給決定とした理由として要旨、次の意見を述べている。

(1) 請求人に発症した疾病名は、「急性心筋梗塞」であり、これは認定基準の対象疾病に該当する。

(2) 発症直前から前日までの間においては、営業活動等の通常業務に従事しており、異常な出来事に遭遇した事実は認められない。

(3) 発症前1週間の業務をみると、睡眠時間が極端に制限されるような長時間労働があったとは認められず、また、他の作業環境及び精神的緊張を伴う業務等の負荷要因においても、特に過重な身体的、精神的負荷があったとは認められないため、総合評価すると、短期間において特に過重な業務があったとは認められない。

(4) 発症前6か月間の業務をみると、時間外労働時間数は1か月当たり45時間を超える月はみられず、発症前1か月から発症前6か月の月平均時間外労働時間数は30時間40分であると推定され、休日も1か月当たり4日から9日確保されていることから、恒常的な長時間労働があったとは認められず、また、請求人が主張する薬剤師の確保、介護職員の解雇に関するトラブル処理、地域連携室職員の人身事故に関する処理及び請求人の賃金減

額等については、日常的に精神的緊張を伴う業務ではなく、さらに、他の作業環境等の負荷要因においても、特に過重な身体的、精神的負荷があったとは認められないため、総合評価すると、長期間において特に過重な業務があったとは認められない。

(5) 以上のことから、請求人に発症した疾病については、認定基準で示されている認定要件を満たさないことから、業務上の事由によるものとは認められないと判断して不支給処分としたものである。

4 審査官の判断

認定基準に照らし、請求人の業務起因性について判断すると、次のとおりである。

(1) 請求人に発症した疾病

請求人に発症した疾病は、認定基準の対象疾病である「心筋梗塞」に該当し、発症日は平成〇年〇月〇日であると判断する。

(2) 異常な出来事

請求人の発症日・発症前日の業務内容及び発症の状況は、発症日及び発症前日ともに通常業務である営業活動や病院内での事務処理等を行い、発症日は自宅の寝室で眠っているときに身体の異常を感じて受診に至っていることから、請求人が、発症直前から前日までの間において、発生状態を時間的及び場所的に明確にし得る異常な出来事に遭遇したとは認められない。

(3) 短期間の過重業務

請求人の発症前おおむね1週間の就労状況等は、過度の長時間労働は認められず、また、労働時間以外の負荷要因である不規則な勤務、拘束時間の長い勤務、深夜勤務及び精神的緊張を伴う業務等も認められないことから、発症前の短期間において、特に過重な業務に就労したとは認められない。

(4) 長期間の過重業務

請求人の発症前おおむね6か月間の就労状況等は、発症前6か月間における時間外労働時間数が発症前1か月は23時間で、業務と発症との関連性が強いと評価できる100時間に至っていない。発症前2か月間から6か月間における1か月当たりの平均はいずれも業務と発症との関連性が強いと評価できる80時間に至っていないばかりか、業務と発症との関連性が徐々に強まると評価できる45時間にも至っておらず、休日も十分確保されている。

また、労働時間以外の負荷要因である不規則な勤務、拘束時間の長い勤務、深夜勤務等は認められず、さらに、薬剤師の確保、介護職員の解雇に関するトラブル処理、病院職員の人身事故に関する処理等の業務や給与の減額については、精神的緊張を伴う業務等には該当しないと判断されることから、発症前の長期間において、特に過重な業務に就労したとは認められない。

(5) 健康状態と嗜好

請求人の発症前の健康状態等は、健康診断の総合所見では、心電図は異常Q波疑い（下

壁梗塞の可能性)、コレステロール・中性脂肪・血糖値等は要経過観察等となっており、また、平成〇年〇月まではタバコを1日に約30本吸っていたことが認められる。

(6) 医学的見解は、3名の医師全員が請求人は発症の危険因子を有していたことを認め、危険因子としては高血圧、高コレステロール血症及び喫煙等があったとした。また、職業病相談員は、請求人の場合、過重労働の事実はなく、精神的ストレスはあったと考えられるが、通常業務の範囲であり本件疾病の発症に業務が強く関与したとは認定しがたいと所見している。

以上のことから、本件疾病については、業務との相当因果関係を認めることは困難であって、本件疾病を業務上の事由によるものと認めることはできない。

したがって、監督署長が請求人に対してなした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。